



# News Letter

平成30年6月20日  
発行  
第62号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)  
山口 栄一

### 「健康経営について」

健康経営をご存知ですか？健康経営とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営視点から考え、戦略的に実践すること」です。

必要になってきた背景には、①人材確保・人材不足(特に若手) ②ブラック企業のレッテル ③過労死、過労自殺 ④健康保険料負担の増加による企業負担額の増加 ⑤少子高齢化→健康状態の悪化による生産性低下 ⑥メンタル不調者の増加、などがあります。生産性の向上やリスクマネジメントのために健康経営が必要になってきています。

働き方改革同様に、大企業の認知度及び取組度は高く、逆に中小企業においては、まだまだ認知されていない感が強いです。

取り組むことでの従業員のメリットとして、①自らの健康を保持・増進できる ②働きやすい環境の中で、能力を発揮することができる ③プライベートの充実(ワークライフバランス)といった分かりやすい効果があげられます。それでは企業にとってどのようなメリットがあるかというと、①CSR・企業イメージのアップ ②無駄のない人材育成(病気による離職者を出さない) ③生産性の向上 ④コンプライアンスリスクの削減(病気・自殺による訴訟リスクの低下)など、大変大きなメリットがあります。

経済産業省が毎年、健康経営優良法人を認定・公表しています。2018年も大規模法人部門541法人、中小規模法人部門775法人が認定を受けましたが、ここ数年で医療機関の導入が増え、今回、医療法人関係で16法人(大規模10、中小規模6)が認定を受けました。

社会的に高評価を受ける環境整備が目的ですので、興味をお持ちの法人及び医療機関の方は、是非チャレンジしてみてください。

いつかは  
お役に  
立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)  
外山 博敏

**Q-1. 有期契約労働者を新規に雇入れる時点で、労働者に対し、更新の希望や無期転換申込権に関する意思を確認することは可能でしょうか。**

**Q-2. また、無期労働契約への転換を避けるため、更新を含めた契約期間の上限をあらかじめ5年間で定める労働契約を締結することは可能でしょうか。**

A-1. 労働者に対し、更新の希望や無期転換申込権に関する意思を確認する行為自体は妨げられないといえます。ただし、無期転換申込権を行使しないことを更新条件とする等、有期契約労働者にあらかじめ無期転換申込権を放棄させることは無効と解されます。

A-2. 有期労働契約の締結時に、そのような労使の合意を行うことは禁止されないと解されます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail: iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp